【小規模事業者持続化補助金とは?】

小規模事業者が販路開拓をする際の経費の一部(通常枠:上限50万円 補助率2/3)を補助する。 自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓の取組 を支援する国の制度。申請に際しては、「経営計画」および「補助事業計画」の作成が必須。

≪補助金の対象者とは?≫

下記に該当する法人、個人事業、特定非営利活動法人が対象です。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
宿泊業·娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

- ※常時使用する従業員には、会社役員や個人事業主本人、一定条件を満たすパートタイム労働者は含みません。詳細は補助金事務局ホームページの「よくあるご質問」を確認ください。 ※特定非営利活動法人の要件や対象外の業種は、公募要領「2.補助対象者」をご確認ください。
- ※満たさなければならない要件が他にもあります。
- ※事前に詳細を知りたい方は補助金サイトをご確認ください。

https://r3.jizokukahojokin.info/

- ・ガイドブック
 - 公募要領
- 申請書類様式
- よくあるご質問 などがあります。



〈補助金サイト`

≪補助対象となる経費≫

補助対象経費科目	活用事例
①機械装置等費	製造装置の購入等
②広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
③ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等を構築、更新、改修するために要する経費
④展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等
⑤旅費	販路開拓(展示会等の会場との往復を含む)等を行うための旅費
⑥開発費	新商品・システムの試作開発費等(販売商品の原材料費は対象外)
⑦資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等
⑧雑役務費	補助事業のために雇用したアルバイト・派遣社員費用
9借料	機器・設備のリース・レンタル料(所有権移転を伴わないもの)
⑩設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等
⑪委託·外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第3者に依頼(契約必須)

- ※<u>ウェブサイト関連費</u>は、補助金交付申請額の<u>1/4を上限</u>とします。また<u>ウェブサイト関連費</u> のみによる申請はできません。
- ※設備処分費は、補助対象経費総額の1/2を上限とします。